

5.小江原町地区整備計画区域

別表第2.用途の制限(第4条関係)

(ア) 地区	(イ) 建築してはならない建築物
住居専用地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 住宅(長屋を除く。) (2) 兼用住宅でその他の用途が次のア又はイに該当するもの ア 学習塾、華道教育、囲碁教室その他これらに類する施設 イ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房 (3) 集会所 (4) 前3号の建築物に附属する建築物で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である平家建物置又は軒の高さが2.5メートル以下で、かつ、床面積の合計が50平方メートル以内である自動車車庫等
住居地区	(1) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの (2) ホテル又は旅館

別表第5.敷地面積の最低限度(第7条関係)

(ア) 地区	(イ) 建築物の敷地面積の最低限度
住居専用地区又は住居地区	160 平方メートル

別表第6.壁面の位置の制限(第8条関係)

(ア) 地区	(イ) 距離	(ウ) 適用除外の建築物等
住居専用地区	1 メートル	(1) 外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のア又はイに該当するもの ア 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの イ 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である平家建物置 (2) 軒の高さが2.5メートル以下で、かつ、床面積の合計が50平方メートル以内である自動車車庫等
住居地区	1 メートル	(1) 外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のア又はイに該当するもの ア 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの イ 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である物置その他これに類する用途に供するもの (2) 床面積の合計が50平方メートル以内である自動車車庫等

別表第 7 . 高さの最高限度 (第 9 条関係)

(ア) 地区	(イ) 建築物の高さの最高限度
住居専用地区又は住居地区	20 メートル

別表第 10 . へいの構造の制限 (第 12 条関係)

(ア) 地区	(イ) 建築物に附属するへいの構造
住居専用地区又は住居地区	コンクリート造、コンクリートブロック造、石造その他これらに類するもの以外のもので透視可能なもの